

鎌ヶ谷市地域こどもの生活支援強化事業補助金のご案内

○ 概要

市内で子ども達への食事や安心して過ごせる場を提供することの居場所を運営する団体等に補助金を交付します。

○ 対象者(両方事業を実施する場合でも、受けられる補助金は1つのみです)

共通事項

- ①定款、会則等を備え、その内容に沿って運営していること
- ②補助対象事業において、明朗な会計とその報告ができること
- ③継続した活動の意思があること
- ④宗教又は政治活動を目的としていないこと
- ⑤団体の活動が公序良俗に反していないこと
- ⑥必要に応じて鎌ヶ谷市児童虐待防止対策等地域協議会の実施する会議等への参加を承諾すること
- ⑦暴力団員による不当な行為等の防止に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員が関係していないこと

(1)こどもの居場所づくり事業(こども食堂を除く)

- ア 鎌ヶ谷市内に居場所を備えていること
- イ 学習支援、こども同士の遊びの体験、大人と関わる機会の創出等の活動の実施
- ウ 主な利用者は、ひとり親家庭や低所得世帯をはじめとする多様かつ複雑な複合的に困難を抱えるこどもであること
- エ 開催頻度は、原則月4回以上であること
- オ 開所時間は原則4時間以上であること
- カ 利用児童数は、1回あたり5人以上であること

(2)こども食堂事業

- ア 2カ月に1回以上定期的にこども食堂を実施していること
- イ 食事の提供については、無料又は安価な価格で提供を行うこと
- ウ 支援の必要なこども及び家庭の把握に努め、発見した場合は市への情報提供や支援への協力を承諾すること

○ 対象となる費用・手続き等

補助対象経費は裏面をご確認ください。詳細は下記担当までお問い合わせください。

【申請等に関する問い合わせ先】

鎌ヶ谷市役所健康福祉部

こども支援課こども総合相談室

(鎌ヶ谷市総合福祉保健センター2階)

TEL:047-445-1349

《受付時間》

月曜日から金曜日

8時30分から17時15分

(土・日・祝日除く)

○ 助成金額

区分		上限額
補助対象経費	1 賃借料又は会場借上料	(1) 事業に利用する場合に限り対象とする。 (2) 自宅や他の事業に使用する事務所等を利用する場合は、対象外とする。
	2 需用費	(1) 印刷消耗品費 (2) 光熱水費 ア 事業に利用する場合に限り補助対象とする。 イ 事業実施に要した金額を明示すること。 (3) 食糧費（食材費） ア 事業に利用する場合に限り補助対象とする。 イ 会食代は、補助対象外とする。
	3 役務費	(1) 通信運搬費 ア 郵送、食材や食事等の運搬に係る、公共交通機関の運賃、タクシー代、ガソリン代、高速道路利用料金、駐車料金について補助対象とする。 イ 事業実施に要した金額を明示すること。 (2) 保険料 利用者や運営スタッフの事業に係るケガや賠償責任の保障を行う保険の保険料を対象とする。
	4 負担金及び報償費	(1) 負担金 事業における食品衛生上の責任者となるための、食品衛生責任者養成講習会の受講費や活動を充実させるための研修を受講する場合の受講料を対象とする。 (2) 報償費 ア 事業に係る外部の有償ボランティア、講師等への謝礼金に限り補助対象とする。 イ 団体構成員への謝礼金は補助対象外とする。
		(1) こどもの居場所づくり事業（こども食堂を除く。） 月額8万円（年間の上限額96万円） (2) こども食堂事業 1回1万円（年間上限額20万円）

